

平成 30 年 1 月 9 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

新たな行政区、行政サービス提供体制について

～ 持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討 ～

◆ 配付資料 ◆

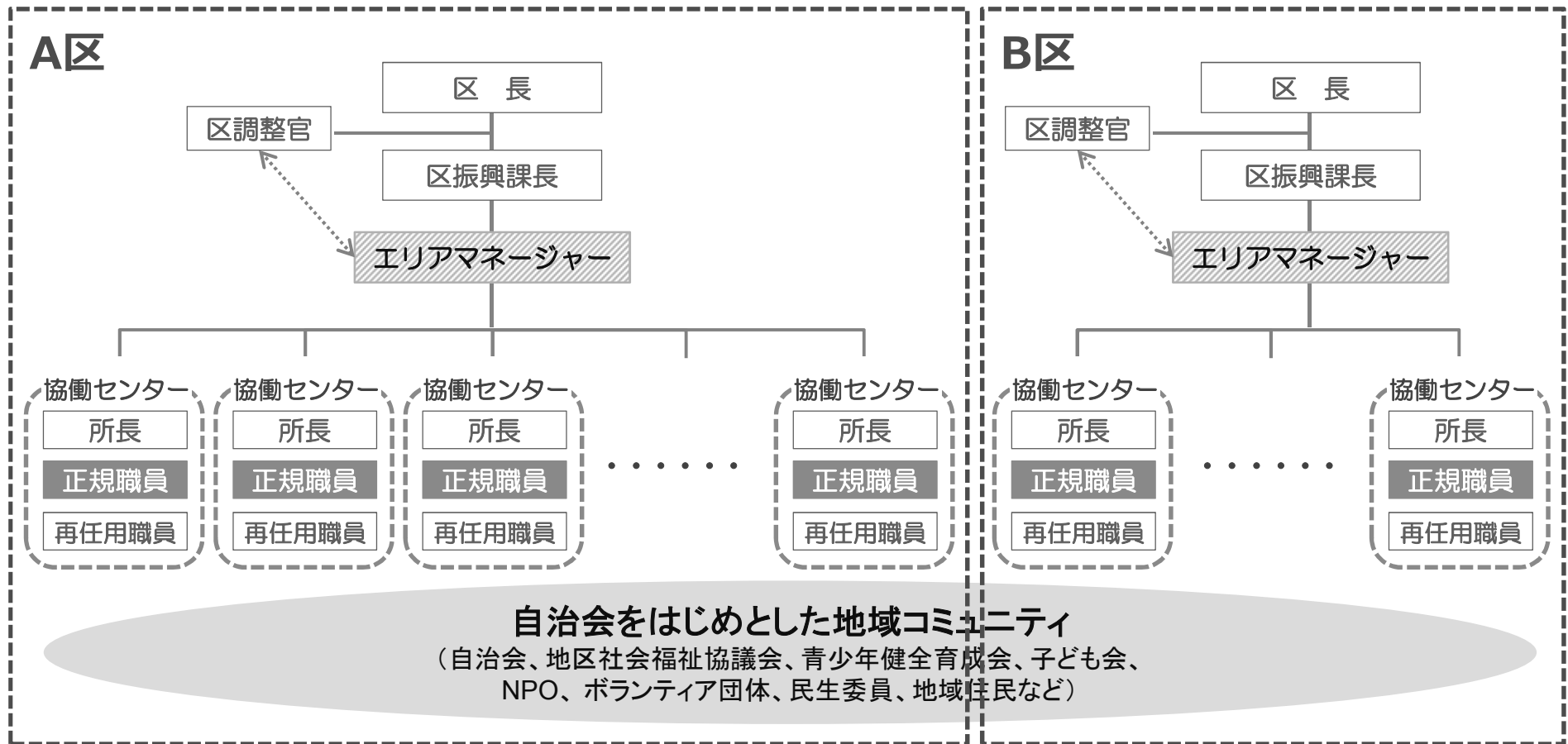
- 資料 1：協働センターをはじめとした組織的なコミュニティ支援体制のイメージ
- 資料 2：協働センターの機能強化イメージ
- 資料 3：(仮称) 地域委員会の概要
- 資料 4：行政区再編の検討(案)

資料1-1 協働センターをはじめとした組織的な コミュニティ支援体制のイメージ

【現在】

- ・ エリアマネージャー及びコミュニティ担当職員の配置による組織的なコミュニティ支援体制

■ コミュニティ担当職員



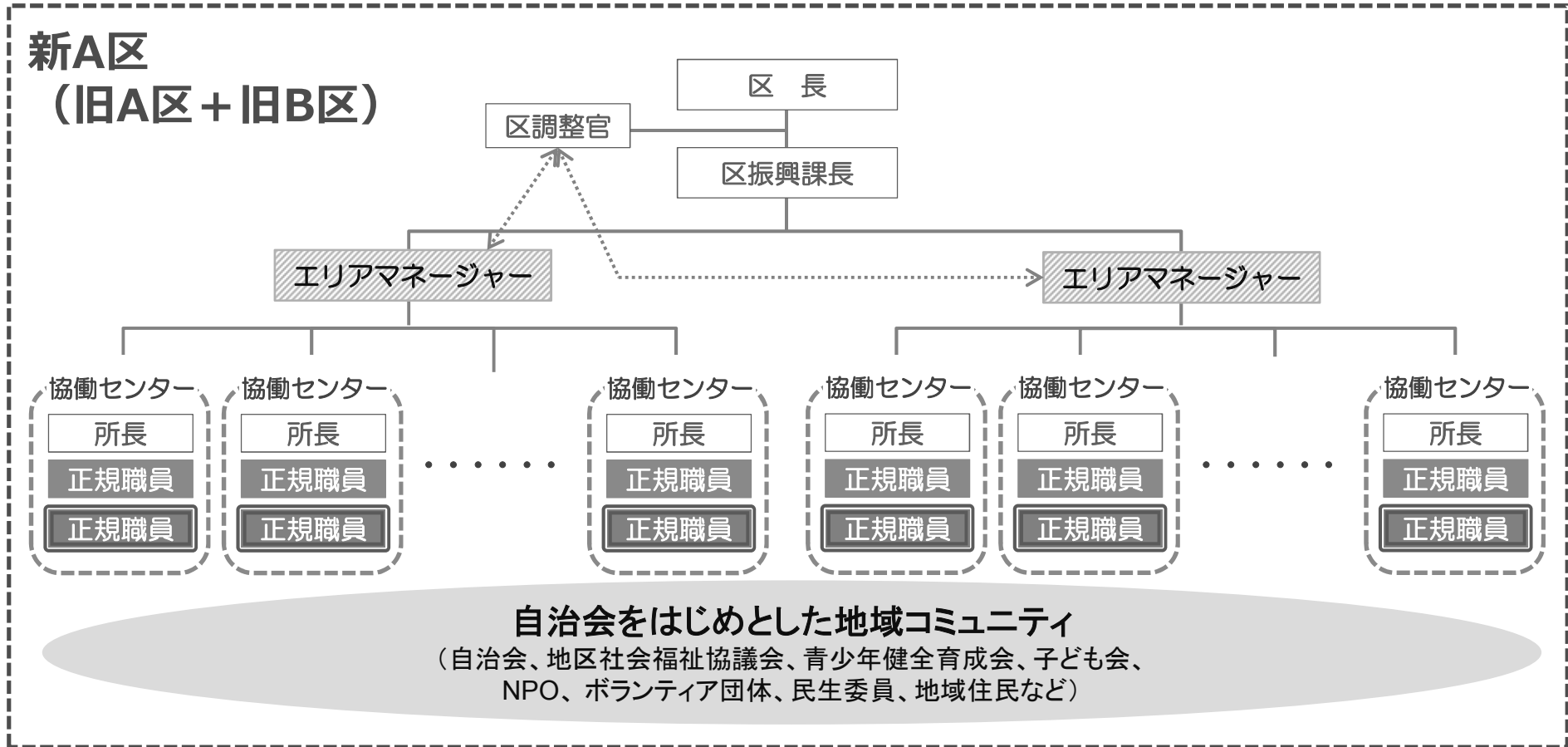
資料1-2 協働センターをはじめとした組織的な コミュニティ支援体制のイメージ



【区再編後】

- ・再任用職員の正規職員化による体制強化

コミュニティ担当職員
 体制強化のための職員



資料2 協働センターの機能強化イメージ

	現在	区再編後
体制		
職員	所長	所長
	コミュニティ担当職員	コミュニティ担当職員
	再任用職員	正規職員
ICT活用	—	テレビ会議システムによる 受付・相談業務の補助
地域づくり・生涯学習		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域活動への参加や地区自治会会合等への出席を通じた現状・課題の把握と必要に応じた支援 ▶各種講座・セミナー、学習成果活用事業等の実施 	左記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ▶(仮称)地域委員会運営業務 ▶地域連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働による生涯学習、福祉など 各種団体及び人材との連携 ▶地域づくり事業の支援強化
施設管理運営		
施設管理運営業務	直営	希望地域に業務委託 ※各種講座・セミナーは 地域による企画・運営

資料3-1 (仮称)地域委員会の概要

設置目的	市民協働による地域づくりの推進 身近な地域の単位で住民が市政に参画する機会の拡大
内容	地区自治会連合会の区域を基本単位に、地域住民及び各種地域団体が連携し、地域づくりに主体的に取り組む地域包括的な会議体組織
所掌事務	地域課題の協議・解決や地域住民の意見集約を行う
設置	協働センター単位 または (仮称) 行政センター単位
位置付け	任意組織 ※地域の希望や必要性に応じて任意設置
委員構成	住民自治の核となる地域コミュニティ組織の代表者や推薦者 主な組織は、自治会・地区社会福祉協議会・PTA・子ども会 ・青少年健全育成会・NPO・ボランティア団体・民生委員など
委員数	地域コミュニティ組織の数や規模に応じて、地域の自主的判断により設定
運営	コミュニティ担当職員が事務局を担う

資料3-2 (仮称)地域委員会の概要

組織イメージ	以下組織を母体として、地域づくり機能を強化したもの	
	①現第1種協働センター単位の(仮称)地域委員会	
	⇒ 地域協議会廃止に伴い、任意で設立された「まちづくり協議会」 ※現在、雄踏・細江・引佐・三ヶ日・浜松北・春野・佐久間・水窪・龍山の9か所(天竜はH28廃止)	
他機関・組織との関係性	②現第2種協働センター単位の(仮称)地域委員会	
	⇒ 協働センターの運営委員会	
	行政	コミュニティ担当職員を介した情報提供・意見要望
	自治会	自治会 …地域の主たる活動組織 ↑↓ 地域委員会…地域包括的な会議体組織 ▶地域委員会は様々な立場の住民が、身近な地域の単位で市政に参画する機会の拡大を図る会議
区協議会	区協議会の部会との地域課題や意見・要望などの情報交換	

行政区再編の検討（案）

1 行政区再編を検討する必要性

＜区割りの経緯＞

現在の区割りは、合併に伴う協議において、平成 15 年 12 月に 4 つの区割り案を示し、合併前の平成 16 年 10 月に内定しました。これは、政令指定都市を目指した合併であったため、先に区割りを内定した上で、12 市町村の住民とともに政令指定都市移行後の新市の姿を共有することで、合併の是非を判断するためのものであります。

区割りの基準は、法令等で明確化されていないことから、他の政令指定都市を参考とし、画一的かつ客観的な基準によることなく、人口規模や地形・地物、地域コミュニティ、歴史的沿革、市町村境等の地域事情に配慮しました。このように内定した区割り案は、時間をかけて行った議論の成果といえます。

＜本市を取り巻く環境の変化＞

合併協議当時、人口減少・超高齢社会の到来について、国や地域に及ぼす時期や影響などが十分に検証されたものではなく、平成 26 年度の総合計画策定時に、本市の人口を推計したところ、総人口と生産年齢人口の減に加え、後期高齢者の激増など、30 年後の姿が明らかになりました。

それとともに、近年、国による地方分権改革の推進や基礎自治体の強化を背景に、政令指定都市を中心に様々な権限移譲が進み、地方自治体が自立して都市経営を行えるよう環境が整備されてきています。

一方、これまで本市の発展を支え、市民生活に大きな影響を及ぼす地域の経済活動も、製造品出荷額の推移に厳しい局面がみられるとともに、基幹産業である輸送用機器分野においても EV 化の進展に伴う影響などが懸念されています。

今後は、こうした流れを踏まえつつ、住民に身近な組織におけるサービスの提供体制や住民自治を考えていくことが重要となります。

＜未来を見据えた新たな区役所モデルの創造＞

本市はこれまで、市民サービスの向上、専門性の確保、行政運営の効率化など様々な課題に対応していくため、区役所業務の本庁集約、区協議会の設置運営、区出先機関の再構築、コミュニティ担当職員の配置等を行ってきました。しかし、サービス拠点の分散化による専門的なサービス水準の低下や、さらなる地域コミュニティ支援の課題に対応するためには、これまでの右肩上がりの人口増加・経済成長を前提とした過去の経験に基づく考え方ではなく、未来を見据え、新たな取組を行う必要があります。

本市の区割りは、他の政令指定都市の例を参考に構築したものであるため、区制度が 10 年間の実績を重ねた現在、行政区再編によって身近なサービス拠点となる事業所、区役所、区出先機関の組織と人材の配置を総合的に見直し、旧浜松市域を一体的な体制とすることで、持続可能性と身近なサービスの両立を目指し、未来を見据えた新たな区役所モデルを創造します。

2 検討を行う際の配慮

行政区を再編する場合には、将来にわたる持続可能な行政サービスの提供体制を視野に入れ、健全な行政経営と専門職の集約などによる行政サービス水準のバランス、地理的特性、都市機能などに配慮する必要があります。

また、福祉事務所など身近な市民サービスに関係の深い組織の改編には条例改正を伴うものがあり、行政区域の変更によるものと合わせ、市民への影響をできるだけ抑えることに配慮しなければなりません。

項目	設置	数	本市の設置状況	設置規程
1 行政区	必須	2以上	7	法(条例)
2 区選挙管理委員会	必須	区と同じ	7	法
3 福祉事務所	必須	1以上	7	法(条例)
4 保健所(本庁)	必須	1以上	1(浜北支所(浜北区・北区・天竜区)あり)	法(条例)
5 土木整備事務所(本庁)	任意	任意	4 ①南(中区・西区・南区) ②北(北区) ③東・浜北(東区・浜北区) ④天竜(天竜区)	規則
6 家庭児童相談室	任意	任意	7	規則

(1) 検討の前提条件

- ・再編は、現行区の合区を基本とします。
 - ➡ 区制移行10年間の取組の単位を尊重し、現在の区やコミュニティのまとまりと活動の実態に配慮し、それらを分断するような新たな分割は行わない。
- ・旧浜松市の区域は、可能な限り統合します。
 - ➡ 合併以前の旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制へ回帰する。
 - ➡ 行政区域とその他区域(学区など)の不一致を解消できる。
- ・住民に身近な区出先機関の機能を拡充します。
 - ➡ 頻繁に利用するサービスは、区役所や協働センターなど身近な場所で提供できるように工夫する。
 - ➡ 事務の取扱いの精査を進める中で、さらなる市民の利便性を配慮した実施方法(例:タブレットやテレビ会議システム等ICTの活用)も適宜検討する。
- ・新たな発想で時代の転換点に柔軟に対応する。
 - ➡ 行政区再編によって身近なサービス拠点となる機関の組織と人材の配置を見直し、必要な財源と人材を捻出していく。

- ・地形・地物、社会的・経済的一体性を考慮します。
 - ➡ 地理的特性（中山間地域、沿岸を含む地域、内陸地域、旧浜松市を核とした地域）、都市機能（都心、副都心）及び産業特性（浜名湖を核とした観光施策に注力する地域）を考慮する。
- ・歴史的沿革を配慮、尊重します。
 - ➡ 当地域では、様々な市町村合併が行われてきたことに配慮、尊重するべきであり、それぞれの地域の歴史的沿革やこれに係る住民感情に配慮する。
- ・交通体系を考慮します。
 - ➡ 交通機関や道路による交通体系のつながりは、その地域の性格に重大な関連を持つものであり、地域的一体性を確保する観点から、道路網、交通体系、近い将来の予定線について考慮することが望ましいと考える。とりわけ、高齢者等の増加を踏まえ、バスや鉄道等の公共交通機関の状況を考慮する。
- ・選挙区（国・県）を考慮します。
 - ➡ 国、県の議員の選挙区と著しい不一致がないよう考慮する。
- ・国・県などの公共機関の管轄区域に配慮します。
 - ➡ 市民の利便性や行政の効率性などの観点から、必要に応じて調整を行うべきものである。

(2) 再編後の区の姿

行政区再編及びそれに伴う行政組織の改編により、以下の効果が期待されます。

①行財政運営に関すること

- ・市民サービスに直結しない内部事務や、利用頻度が少ない窓口業務を集約することにより、効率的な行財政の運営ができます。
- ・業務の集約による削減人員を新たな行政需要への対応や行政サービスの維持向上に活用することができます。
- ・区の組織と福祉や土木の事業所が同じ庁舎に所在することにより、地域課題解決や災害時において、区長の対応力が強化します。
- ・地域特性に応じ、メリハリを効かせ、実態に即した行政運営を行うことができます。
- ・人口減少社会が到来する中、将来を見据え、持続可能で健全な行財政運営を行うことができます。

②まちづくりに関すること

- ・区協議会に加え、任意の（仮称）地域委員会を設置することにより、自治会を中心とした住民が市政に参画する機会を拡大することができます。

③住民サービスに関すること

- ・ サービスに直結する窓口拠点は維持し、身近な施設で提供できる行政サービスの拡大を図ることができます。
- ・ 行政区域とその他区域（学区など）の不一致を解消できます。
- ・ 専門知識を有する職員を集約することにより、行政サービスの質の維持向上を図ることができます。
- ・ 福祉や土木など、様々な市の機関を集約することで、市民の利便性を向上することができます。

3 区割り案

		考え方の方向性	構成
2 区	案①	都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中区+東区+西区+南区 ・ 北区+浜北区+天竜区
		▶ 都心を核とし平野部が広がる南部と副都心を核とした緑豊かで自然と産業が調和した北部	
2 区	案②	都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中区+東区+西区+南区+北区 ・ 浜北区+天竜区
		▶ 旧浜松市を核とし、多様な産業が盛んな南部と副都心を核とし緑豊かで定住できる北部	
3 区	案③	都市機能 地理的特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中区+東区+西区+南区 ・ 北区+浜北区 ・ 天竜区
		▶ 都心を核とし平野部が広がる沿岸を含む地域、産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を生かし定住できる天竜区	

2 区案

案①



案②



3 区案

案③



旧浜松4区（中・東・西・南区）の合区を基本とし、主に次の項目の状況を参考に検討しました。



- ・人口移動（過去5年間（平成24～28年）の市内区間の転入・転出）
 - ➡中区への転出及び中区からの転入の割合が高い上位4区は東・西・南・北区である。（案②:旧浜松4区と北区の合区）
 - ➡天竜区から浜北区への転出の割合が高い。（案②:浜北区と天竜区の合区）

- ・就業・通学状況
 - ➡中区への通勤通学者割合が高い上位4区は東・西・南・北区である。（案②:旧浜松4区と北区の合区）
 - ➡天竜区から浜北区への通勤通学者割合が高い。（案②:浜北区と天竜区の合区）

- ・来訪者の居住地分布
 - ➡浜北副都心への来訪者の居住地分布において、北・浜北・天竜区南部からの来訪者が多く、都心方面からの来訪者は少ない。（案①:北区、浜北区、天竜区の合区）

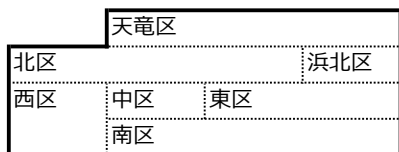
- ・滞在人口
 - ➡浜北区から天竜区、天竜区から浜北区に滞在する割合が高い。（案②:浜北区と天竜区の合区）
 - ➡北区から浜北区、浜北区から北区に滞在する割合が高い。（案③:北区と浜北区の合区）

- ・将来交通量及び交通密度の推計
 - ➡都田・三方原地区の交通量増加と新東名浜松スマートIC周辺地域の南側の地区の交通密度の増加が示され、北区と旧浜松4区の関連性が上昇している。（案②:旧浜松4区と北区の合区）

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

7区編成

7区



【人口】※H27国勢調査

中区	237,443
東区	128,555
西区	111,353
南区	100,870
北区	93,567
浜北区	95,900
天竜区	30,292



■ 区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織	
区振興課、区民生活課、まちづくり推進課 社会福祉課、長寿保険課、健康づくり課、生活福祉課（中区のみ）	

事業所の組織	
土木整備事務所	

※区内にある土木整備事務所は区役所庁舎内にあるものとみなす

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	261	108	112	90	128	141	127	967
うち福祉関係	110	43	38	43	38	36	28	336
うち健康づくり関係	29	18	22	16	14	20	16	135
うち土木整備事務所	54	9	9		30	34	35	171

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

■ 第1種協働センターの組織・職員数（旧市町村）

第1種協働センター庁舎

区出先機関	
第1種協働センター	

事業所の組織	
土木（土木整備事務所のグループ）	

	舞阪	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山	合計
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	5	24	11	23	22	26	11	122
うち健康づくり課 の出先グループ		14		2	2	2		20
うち土木グループ				3	3	9		15

※旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。

※第1種センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種＋介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

■ 土木整備事務所の組織・職員数

	中区	西区	南区	北区	東区	浜北区	天竜区
組織名称	南			北	東・浜北		天竜
設置場所	○			○		○	○
職員総数	63			30	43		50

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

2区編成

案①

【考え方の方向性】

都市機能

➤ 都心を核とし平野部が広がる南部と副都心を核とした緑豊かで自然と産業が調和した北部



【人口】※H27国勢調査

- 天竜区 + 北区 + 浜北区：219,759人
- 中区 + 東区 + 西区 + 南区：578,221人



区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織
区振興課（防災、要望受付、コミュニティ支援、統計調査、財産管理等）
区民生活課（戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務）
まちづくり推進課（地域振興、スポーツ振興、生涯学習等）

事業所の組織
福祉事業所（地域福祉、障害福祉、生活保護、児童福祉、保育、高齢者福祉、介護保険、国保、年金）
保健センター（健康増進）
土木整備事務所（土木）

※保健センターについては、区役所庁舎及び区内の保健福祉センターに職員を配置する。

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
設置場所	○					○		
職員総数	448					244		692
うち福祉事業所	202					64		266
うち保健センター	58					22		80
うち土木整備事務所	59					62		121

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

区協議会の委員数

【考え方】

- ・ 現行の区協議会の委員数の中・東・南・浜北区が20人、西・北・天竜区が25人。
- ・ 合区によって再編された区は上限数30人に設定。部会は旧行政区の人口や地理的特性に配慮して設定。

	区協議会	部会
天竜区	30	12
浜北区		8
北区		10
南区	30	7
西区		9
東区		7
中区		7

（仮称）行政センターの組織・職員数（旧市町村）

（仮称）行政センター庁舎

区出先機関
（仮称）行政センター

事業所の組織
福祉事業所の出先組織
保健センターの出先組織
土木整備事務所の出先組織

※保健センターについては、行政センター又は近隣の保健福祉センターに職員を配置する。

	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山	合計
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	52	42	24	11	35	24	23	27	11	249
うち福祉事業所の出先組織	16	16			10					42
うち保健センターの出先組織	19	10	14		10	2	2	2		59
うち土木整備事務所の出先組織	6	4			6	4	4	10		34

※旧舞阪町役場及び再編後区役所とすると仮定した施設を除く。（旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。）

※（仮称）行政センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種＋介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

※ふれあいセンターの職員は除く。

必要経費

項目	金額（千円）
庁舎等整備	41,764
システム改修	456,127
施設移転	44,900
広報	5,577
ICTの活用	15,519
合計	563,887

※項目の内訳

庁舎等整備：建物看板、街区表示板、道路案内標識等の取り替え

システム改修：区の名称変更等に伴うシステム改修

施設移転：区役所や協働センターの引っ越し費用

広報：区の名称変更及び再編に伴う市民サービスへの影響についての広報紙発行

ICTの活用：サービス向上のため区役所と協働センターにタブレットやテレビ会議システムを設置

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

2区編成

案②

【考え方の方向性】

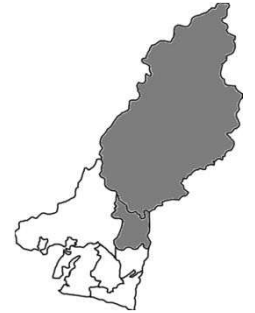
都市機能

➢旧浜松市を核とし、多様な産業が盛んな南部と副都心を核とし緑豊かで定住できる北部



【人口】※H27国勢調査

- 天竜区+浜北区：126,192人
- 中区+東区+西区+南区+北区：671,788人



■ 区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織
区振興課（防災、要望受付、コミュニティ支援、統計調査、財産管理等）
区民生活課（戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務）
まちづくり推進課（地域振興、スポーツ振興、生涯学習等）

事業所の組織
福祉事業所（地域福祉、障害福祉、生活保護、児童福祉、保育、高齢者福祉、介護保険、国保、年金）
保健センター（健康増進）
土木整備事務所（土木）

※保健センターについては、区役所庁舎及び区内の保健福祉センターに職員を配置する。

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
設置場所	○					○		
職員総数	508					184		692
うち福祉事業所	219					48		267
うち保健センター	59					21		80
うち土木整備事務所	82					39		121

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

■ 区協議会の委員数

【考え方】

- ・現行の区協議会の委員数の中・東・南・浜北区が20人、西・北・天竜区が25人。
- ・合区によって再編された区は上限数30人に設定。部会は旧行政区の人口や地理的特性に配慮して設定。

	区協議会	部会
天竜区	25	15
浜北区		10
北区	30	8
南区		5
西区		7
東区		5
中区		5

■ (仮称) 行政センターの組織・職員数 (旧市町村)

(仮称) 行政センター庁舎

区出先機関
(仮称)行政センター

事業所の組織
福祉事業所の出先組織
保健センターの出先組織
土木整備事務所の出先組織

※保健センターについては、行政センター又は近隣の保健福祉センターに職員を配置する。

	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山	合計
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	52	42	24	11	35	24	23	27	11	249
うち福祉事業所の出先組織	16	16			10					42
うち保健センターの出先組織	19	10	14		10	2	2	2		59
うち土木整備事務所の出先組織	6	4			6	4	4	10		34

※旧舞阪町役場及び再編後区役所とすると仮定した施設を除く。（旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。）

※(仮称)行政センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種+介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

※ふれあいセンターの職員は除く。

■ 必要経費

項目	金額（千円）
庁舎等整備	41,764
システム改修	456,127
施設移転	44,900
広報	5,577
ICTの活用	15,519
合計	563,887

※項目の内訳

庁舎等整備:建物看板、街区表示板、道路案内標識等の取り替え

システム改修:区の名称変更等に伴うシステム改修

施設移転:区役所や協働センターの引っ越し費用

広報:区の名称変更及び再編に伴う市民サービスへの影響についての広報紙発行

ICTの活用:サービス向上のため区役所と協働センターにタブレットやテレビ会議システムを設置

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

3区編成

案③

【考え方の方向性】

都市機能、地理的特性

- 都心を核とし平野部が広がる沿岸を含む地域
- 産業と自然環境に恵まれた内陸地域
- 豊かな自然と地域特性を生かし定住できる天竜区



【人口】※H27国勢調査

- 天竜区：30,292人
- 北区+浜北区：189,467人
- 中区+東区+西区+南区：578,221人



区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織
区振興課（防災、要望受付、コミュニティ支援、統計調査、財産管理等）
区民生活課（戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務）
まちづくり推進課（地域振興、スポーツ振興、生涯学習等）

事業所の組織
福祉事業所（地域福祉、障害福祉、生活保護、児童福祉、保育、高齢者福祉、介護保険、国保、年金）
保健センター（健康増進）
土木整備事務所（土木）

※保健センターについては、区役所庁舎及び区内の保健福祉センターに職員を配置する。

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
設置場所	○					○	○	
職員総数	449					185	118	752
うち福祉事業所	202					52	26	280
うち保健センター	58					20	17	95
うち土木整備事務所	59					41	27	127

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

区協議会の委員数

【考え方】

- ・現行の区協議会の委員数は中・東・南・浜北区が20人、西・北・天竜区が25人。
- ・合区を伴わない区は現行の委員数を維持。
- ・合区によって再編された区は上限数30人に設定。部会は旧行政区の人口や地理的特性に配慮して設定。

	区協議会	部会
天竜区	25	非設置
浜北区		10
北区	25	15
南区		7
西区	30	9
東区		7
中区		7

（仮称）行政センターの組織・職員数（旧市町村）

（仮称）行政センター庁舎

区出先機関
（仮称）行政センター

事業所の組織
福祉事業所の出先組織
保健センターの出先組織
土木整備事務所の出先組織

※保健センターについては、行政センター又は近隣の保健福祉センターに職員を配置する。

	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山	合計
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	52	42	24	11	24	23	27	11	214
うち福祉事業所の出先組織	16	16							32
うち保健センターの出先組織	19	10	14		2	2	2		49
うち土木整備事務所の出先組織	6	4			4	4	10		28

※旧舞阪町役場及び再編後区役所とすると仮定した施設を除く。（旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。）

※（仮称）行政センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種+介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

※ふれあいセンターの職員は除く。

必要経費

項目	金額（千円）
庁舎等整備	35,264
システム改修	456,127
施設移転	35,400
広報	5,577
ICTの活用	16,506
合計	548,874

※項目の内訳

庁舎等整備:建物看板、街区表示板、道路案内標識等の取り替え

システム改修:区の名称変更等に伴うシステム改修

施設移転:区役所や協働センターの引っ越し費用

広報:区の名称変更及び再編に伴う市民サービスへの影響についての広報紙発行

ICTの活用:サービス向上のため区役所と協働センターにタブレットやテレビ会議システムを設置